

お知らせ版

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011

ホームページ:

<https://www.town.ikaruga.nara.jp/>

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベントなどの情報は、7月1日時点での情報です。状況により変更となる場合があります。



=健康マイレージポイント
対象事業です

斑鳩



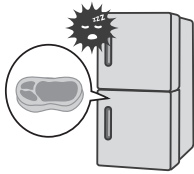
食中毒予防の3原則

つけない



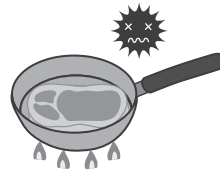
- せっけんで手洗する
- 食品を区別して保管、調理

ふやさない



- 調理中の食品、残り物を放置しない
- 食材や料理は正しく保存する

やっつける



- 中心部が75℃で1分以上加熱
- 調理器具の消毒

食中毒というと、飲食店での食事が原因と思われるがちですが、家庭の食事で発生しています。家庭で食中毒を予防するためには、食品を購入してから調理して食べるまでの過程で、食中毒予防の3原則を実践することが大切です。

8月は「食品衛生月間」です
食中毒に気を付けましょう

保健センター

(0745)200001

夏休みのつどいの広場の利用



子育て支援課 (0745-75-1152)

つどいの広場は保護者とお子さんが気軽につどい、育児相談などが行える場です。夏休み期間中(7月23日(水)～8月29日(金)・月曜日をのぞく)の日程(☆)は、つどいの広場の利用対象を、通常0～3歳のところ、小学校就学前のお子さんまで拡大します。ぜひご利用ください。

開設日時 月～金曜日および第4土曜日の午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩1階 子育てルーム 利用料 無料(事前申込不要)

			7/23(水)	24(木)	25(金)	26(土)
			☆	☆	☆	☆
27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	8/1(金)	2(土)
休	通常	☆	☆	☆	☆	休
3(日)	4(月)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	9(土)
休	通常	☆	☆	☆	☆	休
10(日)	11(祝・月)	12(火)	13(水)	14(木)	15(金)	16(土)
休	休	通常	☆	☆	☆	休
17(日)	18(月)	19(火)	20(水)	21(木)	22(金)	23(土)
休	通常	☆	☆	☆	☆	☆
24(日)	25(月)	26(火)	27(水)	28(木)	29(金)	
休	通常	☆	☆	☆	☆	

催し

地域子育て教室「ぶち保育室」

8月は「水遊び」



子育て支援課

(☎0745②1152)

日時 8月19日(火) ※雨天中止

午前10時～正午

場所 たつた保育園

対象 3歳未満のお子さんとその保護者

持物

健康マイレージポイントカード

※その他の持物は、申込時にお伝えします。

定員 20組(事前申込制・先着順)

申込 7月17日(木)～25日(金)に子育て支援課へお申し込みください。



▲未就園のお子さんに、季節にあわせた活動を提供します。

夏休み親子クッキング教室

保健センター

(☎0745②0001)

世界の料理を、夏休みに親子で楽しくクッキングしませんか。

トピックス

催し

募集

お知らせ

日時 8月24日(日)

午前10時～午後1時

場所 中央公民館 調理実習室

内容 斑鳩町栄養士会による講義と調理実習

対象 町在住の小学生の親子

費用 1人500円

持物 エプロン、三角巾、マスク、ふきん・台ふきん各1枚、手拭きタオル、筆記用具、お茶

定員 12組(事前申込制・先着順)

※1組3人まで

申込 7月22日(火)～8月15日(金)に保健センターへお申し込みください。

令和8年「二十歳のつどい」の開催

生涯学習課(☎内線223)

20歳の大切な節目に、未来を担う若者たちが自立し、責任ある大人として社会に歩みだすことを祝い、励ますために、二十歳のつどいを開催します。

令和8年「二十歳のつどい」開催日時

令和8年1月12日(祝・月)

午前10時30分～

(午前10時受付開始)

場所 いかるがホール 大ホール

対象 平成17年4月2日～

平成18年4月1日に生まれた人

二十歳の主張 発表者募集

生涯学習課(☎内線223)

令和8年「二十歳のつどい」で

「二十歳の主張」を発表していただく人を募集します。一生に一度のこの機会に、あなたの「夢や目標」などを、発表してみませんか。

テーマ 「二十歳の主張」

自分の体験、夢や思いなどを400字詰原稿用紙(4枚程度)にまとめてください。

※発表時間は5分程度

募集人数 若干名(選考により発表者を決定します)

応募方法 住所、氏名、生年月日、職業(学校名・学年・勤務先)、電話番号、メールアドレスを明記のうえ、発表用原稿を9月5日(金)までに、次のいずれかの方法で提出してください。

・生涯学習課へ持参

(土曜・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時)

・郵送(宛先〒636-0198 斑鳩町役場 生涯学習課)

・Eメール

(syougai@town.ikaruga.nara.jp)

※応募原稿は返却しません。

定年後のキャリアチェンジ 相談窓口を開設

転職、起業、地域貢献活動など高齢者のさまざまなニーズに対し、相談員が適切な支援策へ橋渡しすることで、社会での活躍を応援します。

お電話または来所ください。

奈良しごとiセンター 奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階(☎0742-23-5730)

※詳しくは、奈良県のホームページをご覧ください。



●スポーツ

大会のお知らせ

中央体育館(☎0745-75-3100)

大会名	バスケットボール大会
日時	8月31日(日) 午前9時30分～
場所	中央体育館・斑鳩小学校体育館
申込期間	7月27日(日)～8月10日(日)

※申込、詳細については、中央体育館へお問い合わせください。



チャレンジ介護予防！



65歳以上になると、気づかないうちに「体力・筋力の低下」が進んでいきます。

いつまでも健康で自立した生活を送るためには、元気なときから介護予防に取り組むことが大切です。体力づくりや食生活の改善など、日々の生活でできることから始めましょう。

対象 町在住の65歳以上の人

問合せ・申込 地域包括支援センター

(☎0745-75-4000、0745-74-5666)

参加するみなさんへ（お願い）

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。
(申込のない人は当日参加できません)
- ・体調の変化（発熱、体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど）がある場合は、参加を中止しましょう。

	日 程	時 間	場 所	内 容	持 物	定 員	申 込
運動教室	Aコース 8月6日(水) 8月20日(水)	午後1時30分～3時 (事前に血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ 斑鳩 1階 機能回復訓練コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	なし	前日までに電話でお申し込みください。 ※運動教室は、Aコース、Bコースのどちらかを選択してください。年間を通しての申込となります。
	Bコース 8月27日(水)						
栄養改善教室	8月4日(月)	午前10時～11時30分	生き生きプラザ 斑鳩 2階 会議室	「腸活」のお話	筆記用具	15人 (先着順)	
生き生きセミナー	8月19日(火)	午後1時30分～3時	東公民館 集会室1・2	フレイル予防の体操	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越しください。	各20人 (先着順)	
	8月25日(月)	午前10時～11時30分	西公民館 集会室1・2				
	8月27日(水)	午前10時～11時30分	法隆寺五丁地区 地域交流館				

い かる が か ふ え 【わ】

IKARUGA カフェ【和】

地域包括支援センター
(☎0745-75-4000、
0745-74-5666)

IKARUGA カフェ【和】とは、認知症について理解を深める場です。

認知症の人やご家族はもちろん、認知症に関心のある人ならどなたでもご参加いただけます。

「もしかすると家族が認知症かも」や「最近、ご近所さんのようすが変だな」といったご相談や、認知症の家族への介護の悩みなども、お聞かせください。

おしゃべりすることで交流や情報交換もできます。ぜひお気軽にお越しください。

対象 認知症に関心のある人 **費用** 飲食代は実費負担

※都合により中止となる場合があります。



場 所	開催日時	日 程	問合せ・申込先
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク (小吉田1-12-35)	毎月第1水曜日 午前10時30分～正午	8月6日(水)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	8月13日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
法隆寺 c a f e (興留7-7-8)	毎月第3木曜日 午前9時45分～11時15分	8月21日(木)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 74-5666)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南5-14-16)	毎月第4火曜日 午前10時～11時30分	8月26日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000、 74-5666)

募集

川柳で楽しくエコをよんで みよう♪エコ川柳を募集

エコるが事務局

環境対策課（☎内線133）

斑鳩町地球温暖化対策地域協議会

（愛称 エコるが）では「エコ川柳」を募集します。

普段の生活の中で、これって地球にやさしいなと感じること、自分が心にかけていることなど、環境について、五・七・五のリズムにのせて楽しく川柳をよんでみましょう。

テーマ ごみ問題、地球温暖化問題など、身近な環境問題について

応募点数 一人何作品でも可

応募資格 町在住、在勤の人

応募方法

①所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募箱（役場環境対策課、中央・東・西公民館、生き生きプラザ斑鳩総合窓口、いかるがホール）に入れてください。

②はがき（〒636-0198 斑鳩町役場）、fax（0745-1011）、Eメール（kankyoun@town.ikaruga.nara.jp）でも応募できます。この場合は、応募者の氏名、住所、電話番号を記入してください。

トピックス

催し

募集

お知らせ

応募締切 9月10日（水）必着

審査・賞 エコるがで、応募作品の中から優秀作品を5〜10点程度選

び、最優秀作品は、環境イベント（11月22日開催予定のエコフェスタ2025斑鳩）の参加者の投票で選びます。

優秀作品には、賞状と記念品を贈呈します。

その他

・作品は自作未発表のものに限りま

す。

・応募作品は返却しません。

・優秀作品の著作権は、エコるがに

帰属します。

エコるが事務局

環境対策課（☎内線133）

地球温暖化対策は人類共通の課題であり、すべての人の積極的な取り組みが必要です。

今話題の、SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）では、17の国際目標のうち、目標13で、「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」とされています。

次世代を担う子どもたちや、住民のみなさんに、広くSDGs・地球

温暖化対策について理解と認識を深

めてもらい、今後の取り組みの推進

をはかるため、「SDGs・地球温暖化対策啓発ポスター」、「エコお絵

かき」を募集します。ぜひ、ご応募

ください。

対象

①幼児の部（エコお絵かき）

町在住の未就学児

②子どもの部 町在住の小中学生

③一般の部 町在住の人

応募締切 9月10日（水）必着

環境対策課（エコるが事務局）へ提出してください。

主催 斑鳩町地球温暖化対策地域協

議会（愛称・エコるが）

募集形式

①幼児の部（エコお絵かき）

A4サイズ以上のコピー用紙また

第19期被害者支援 ボランティアの募集

（公社）なら犯罪被害者支援センターでは、犯罪や事故にあわれた被害者やその家族等を支援するための電話や相談などに携わるボランティアを募集します。

募集期限 8月1日（金）まで

※応募者は、養成講座（9月～10月の間で9回）を受講いただきます。

詳しくは下記へお問い合わせください。

問合せ

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター事務局
（☎0742-26-6935）

※月～金曜日（祝日を除く）の
午前10時～
午後4時



は画用紙。

②子どもの部・③一般の部
画用紙のサイズは、B3判または四つ切。

・タテ、ヨコの向きは自由。絵と一緒に、標語やキャッチコピーも必ず描いてください。

・画材は、クレヨン、クレパス、絵の具、水彩、デジタルなど自由です。

・優秀作品には、エコグッズなどの景品を贈呈します。

・応募作品は、公共施設やイベント、広報、町ホームページなどで啓発活動に使用させていただきます。

・その他、詳しくは、町ホームページまたは役場環境対策課で配布するチラシをご覧ください。





斑鳩町文化芸術スポーツクラブ (I C A S C) 指導者募集

教育委員会事務局総務課

(☎内線237)

令和8年度からの休日の中学校部活動の地域展開に向け、新しく立ち上げる斑鳩町文化芸術スポーツクラブ(略称・I C A S C)の指導者を募集します。

募集内容等

職務内容 実技指導、大会等への引率、指導計画の作成、事故発生時の現場対応など

募集要件 満18歳以上(高校生不可)で実技または指導の経験を有し、安全な指導ができる人など

募集種目

- ①野球 ②陸上競技 ③バスケットボール ④バドミントン ⑤卓球 ⑥剣道 ⑦サッカー ⑧バレーボール ⑨水泳 ⑩吹奏楽

受付期間 随時受付

選考方法 要件を満たす人の中から個別面接による選考

依頼条件等

依頼期間 依頼日からその年度末までの期間

勤務地 おもに町立中学校

謝金額 1時間1,600円(予定)

勤務日 土曜・日曜日、祝日のうち

令和7年度奈良県警察官(第2回) 採用試験

奈良県警察本部警務課採用係
(採用フリーダイヤル) ☎0120-351-204

第一次試験 9月21日(日)、10月4日(土)または5日(日)

申込 8月22日(金)まで、インターネットでのみ受け付けています。詳しくは、奈良県警察本部のホームページをご確認ください。



週1日とし、月3回程度
勤務時間 1日あたり3時間以内
(大会等参加などの場合は除く)
傷害保険 スポーツ安全保険に加入
(保険料はI C A S Cが負担)
申込方法 町ホームページに掲載のリンクから、申込フォームに入力してください。
※その他、職務内容、募集要件などの詳細は、町ホームページに掲載の募集要項をご確認ください。



斑鳩町創業支援事業補助金の追加募集

地域振興課 (☎0745-70-1200)

区分	〈重点創業促進事業〉		〈左記以外〉
対象地域	法隆寺周辺地区特別用途地区	法隆寺から JR 法隆寺駅までの沿道周辺地区	町内全域
補助金額	最大210万円 (補助率1/2以内)	最大100万円 (補助率1/2以内)	最大22万円 (補助率1/2以内)
募集件数	1件	1件	1件
業 種	①物品販売業(観光に資すると認められるものに限る。)、②飲食業、③自家販売のための食品製造業、④美術品または工芸品の製作業または展示販売業、⑤ホテルまたは旅館業、⑥その他観光振興に資する用途で行う事業であると町長が認める業種		全業種 ※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業は不可
補助対象経費	①改修費、②設備及び備品購入費、③補助事業の実施に必要な広告宣伝費、④事業所に係る賃借料(事業開始後12か月分) ※①～④のいずれも諸条件あり		

追加募集期間 7月22日(火)～8月29日(金)

【申請にあたっての注意事項】

- ・申請を希望する人は必ず事前にご相談ください。(対象となるか確認を行います)
- ・申請より前に着工や創業・新規事業所の開設を行った場合は、申請できません。

【申請件数が募集件数を上回った場合】

- ・優先要件(「申請者が町内在住者」など)にもとづき、補助対象者を決定します。
- ・同条件で申請件数が募集件数を上回った場合は、公開抽選により補助対象者を決定します。

詳細は
町ホームページへ



国民健康保険

限度額適用認定証の更新

国保医療課

(☎内線114、115)

入院などにより医療費が高額になる場合に、病院などでの医療費の支払いを自己負担限度額までにする「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までです。

令和7年8月1日以降の認定証が必要な人は、国保医療課窓口で申請してください。(認定証を必要としない人は申請する必要はありません)

申請期間 8月1日以降随時

持物 国民健康保険の資格がわかるもの(資格確認書・資格情報のお知らせなど)、本人確認書類、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※自己負担限度額は、世帯の前年の所得状況により異なります。また、70歳以上75歳未満の人は、所得状況により資格確認書等で所得区分を確認できるため、認定証の提示が必要でない場合があります。



国民年金保険料の免除・納付猶予制度

免除・納付猶予制度

国保医療課 (☎内線115)

国民年金保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったり、亡くなられた際、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由により保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除(全部または一部)や納付猶予される制度があります。(申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査されます)

令和7年度(令和7年7月分から令和8年6月分まで)の免除・納付猶予申請は、7月1日(火)から受け付けています。(申請書受理月から2年1か月前までの過去の未納期間も申請が可能)

免除などを希望する場合は、役場国保医療課へ申請してください。(継続審査に該当している人は除きます)

問合せ

国保医療課 (☎内線115)

奈良年金事務所

(☎0742(35)1371)

日本年金機構ホームページ

(https://www.nenkin.go.jp)



令和7年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税通知書を発送しました

国保医療課

(☎内線112、114)

令和7年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の金額を決定し、納税通知書を7月中旬に一斉発送しました。□座振替または特別徴収(年金からの天引き)により納付している人は、各納期に引き落としまたは天引きします。納付書により納付している人は、同封の納付書で各納期までに納付してください。

保険税(料)の年金天引き

国民健康保険税(被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合)と後期高齢者医療保険料は、納付する人が年額18万円以上の年金を受給している場合、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。

ただし、□座振替による納付を希望する人は、指定の□座からの「□座振替」に変更が可能です。

納付方法を「特別徴収」から「□座振替」に変更を希望する人は、申し出が必要です。国保医療課へお問い合わせください。

国民健康保険・社会保険に加入中で令和7年度に75歳になる人へ

国保医療課 (☎内線112、114)

75歳の誕生日当日からは、すべての人が後期高齢者医療保険に加入することになります。加入する前に後期高齢者医療資格確認書をお送りしますので、大切に保管してください。後期高齢者医療保険に加入するご本人は手続き不要ですが、扶養されていた人は別途国民健康保険などに加入する手続きが必要になりますので、国保医療課へお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料の決定通知書(納付書)を誕生日の翌月にお送りしますので、納め忘れなどのないようにお気を付けください。

なお、斑鳩町国民健康保険に加入している人の場合、今月に送付している納税通知書には、令和7年度の国民健康保険税は誕生日の前月までの計算をした額を記載しています。





暑さを一時的にしのぐ施設
「クーリングシェルター」の追加指定

6月30日から

●追加指定施設

健康対策課
(☎0745-70-0001)

名 称	開放する曜日	開放する時間帯	受け入れ可能人数
イオンいかるが店	毎日	午前8時～午後9時	8人
ア ー ト 薬 局	平日	午後2時～4時	3人
こじか薬局斑鳩店	平日	午後1時～4時	3人
すこやか薬局	平日	午前9時～4時	4人
スマイル薬局竜田店	平日、土曜日	午前9時～午後4時 (火・土) 午前9時～午後7時 (月・水・木・金)	5人
あをによし薬局	平日、土曜日	午前9時～午後8時 (月・火・水・金) 午前9時～午後5時(木) 午前9時～午後0時30分(土)	6人
コスモス薬局	平日、土曜日	午前9時～午後1時	3人
ハヤト薬局	平日、土曜日	午前9時～午後7時	5人
フジ薬局	平日	午後3時～4時	1人

令和6年度 選挙人名簿抄本の閲覧状況

公職選挙法第28条の4第7項および同法施行規則第3条の4の規定により、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します。

斑鳩町選挙管理委員会（総務課内）（☎内線274）

申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲（投票区）
大阪府大阪市中央区備後町 2-4-9 日本精化ビル6階 株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 榎谷 忠則	①政治・選挙に関する統計調査・世論調査・学術研究 ②奈良県子ども・若者実態調査（学術研究） ③なら健康長寿基本計画にかかる健康指標調査 ④ジェンダーギャップのない社会づくりに関する世論調査	令和6年 ①10月4日 ②9月24日 ③11月5日 ④8月23日、11月7日	①1・3・5・7・9・11・12・13 ②1・2・3・5・7・9・11・13 ③1・3・5・7・9・11・13 ④1・2・3・4・5・6・8・10・12
東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨	政治・選挙に関する世論調査	令和6年 9月12日	1
小林 誠	政治活動・選挙運動	令和6年 ①5月23日 ②7月26日 ③7月29日 ④8月2日 ⑤8月5日 ⑥9月4日 ⑦9月6日 ⑧9月9日	4・8・10
京都市中央区蛸薬師通烏丸西入橋 弁慶町228番地 アオイビル 株式会社地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩	政治・選挙に関する世論調査	令和6年 5月27日	1・3・5・7・9・11・13

マイナンバーカードの交付・申請 の夜間受付を行います

住民課（☎内線162）

平日の開庁時に役場にお越しただけでない人は、次のとおり受付を行いますのでご利用ください。

日時 8月22日（金）

午後5時15分～7時

場所 役場 1階 住民課窓口

※出入り口は東側玄関のみです。

※マイナンバーカードの交付・申請には、本人確認書類を持参のうえ、必ず本人がお越しください。

※申請方法、持ち物などは、住民課へお問い合わせください。（交付・申請方法によって持ち物が異なります）

※当日は、タブレット端末による申請補助サービスや健康保険証としての利用申込補助は行いません。

発達障害にかかる巡回相談

福祉課（☎内線125）

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。（大人の発達障害も対象）

「奈良県発達障害者支援センター「であー」の専門職の職員も交えて、お話を聞きます。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。（要事前予約）

トピックス

催し

募集

お知らせ

巡回相談日 8月19日（火）

午前9時～午後4時

場所 役場第3会議室

申込 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

水道メーターの取り替え

奈良県広域水道企業団斑鳩事務所

（☎0745741401）

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

奈良県広域水道企業団斑鳩事務所では、有効期間が満了を迎える水道メーターを無償で交換しています。来月は次のとおり作業を行いますので、みなさんのご協力をお願いします。

取替期間 8月12日（火）～25日（月）

取替地区 龍田西4～8丁目、龍田

南5丁目、稲葉車瀬1、2丁目、

稲葉西1、2丁目、神南1、3～5

丁目

※対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品株

消費生活相談室からのお知らせ ネット通販、あらかじめ入っているチェックにご注意を!!

事例1 ネットで約千円のサプリメントを注文した。届くのは1箱のはずが、6箱届き、請求額は2万円だった。事業者を確認の電話をすると「3か月コースの注文を受けている」と言われた。サイトを改めて確認したところ「3か月コース」にあらかじめチェックが入っていた。納得がいかないので返品したい。

事例2 先月ネットで、DVDをクレジットカードで購入した。今月になって、覚えのないサブスクの引き落とし確認メールが届いた。月額約300円で中古本を無料で購入できるサービスだった。DVDを購入した事業者の申込画面を調べてみると、サブスクに入会する欄に最初からチェックが入っており、それを外さず注文すると入会となることが分かった。

《消費者のみなさんへのアドバイス》

- ・ネット通販で、消費者が気付きにくいあたりで、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトが見受けられます。こ

のような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。

- ・ネット通販の利用時には、最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件など自分が申し込む内容をしっかりと確認しましょう。

- ・特定商取引法では、最終確認画面で販売価格や提供期間などの重要な事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させるような表示の場合、申し込みを取り消せる可能性があります。そのためにも契約画面はスクリーンショットで保存するようにしてください。



困った時は相談を

消費生活相談日

毎週木曜日 午後1時～4時

※第4木曜日は午前9時～正午・

午後1時～4時

※月により変更の場合があります。詳しい日程は、7月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課

（☎内線273）



農地での野焼きについて

建設農林課（☎内線212）
環境対策課（☎内線133）

野外での廃棄物の焼却（野焼き行為）は法律により禁止されていますが、農業のため、農業者等がやむを得ず行う稲わらなどの焼却については、例外的に認められています。ただし、この場合でも事前に消防署への届出等が必要です。また、周辺の生活環境に支障を与えるような住宅隣接地等での野焼きは控えるよう配慮をお願いします。

斑鳩町は、ごみを燃やさない・埋め立てないまちづくりをめざしています。少量の草木であれば、枝葉・草類の袋に入れて排出するか、コンポストを使用するなど土に混ぜ込んで堆肥として活用しましょう。

やむを得ず野焼きを行う場合

- ・風向き、風の強さ、時間帯を考慮してください。
- ・煙の量や臭いが周辺地域への悪影響とならない程度の少量にとどめてください。
- ・ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにしてください。
- ・消火用具を準備して、火災に十分注意し、確実に消火するまでその場を離れないでください。

浄化槽は適正に管理しましょう

環境対策課（☎内線136）

浄化槽を設置して使用を開始すると、管理者には保守点検・清掃と、法定検査の受検が浄化槽法により義務づけられています。

維持管理が適正に行われないと放流水の水質悪化や悪臭発生の原因となりますので、必ず行ってください。

①保守点検（定期的）

浄化槽の機能を維持するために必要な点検で、機械の調整、修理と消毒薬の補充を行います。

※家庭用の浄化槽では4か月に1回（処理対象人員が21人以上のものは3か月に1回）以上行うよう定められています。

※管理者自らが点検できない場合は、県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者（奈良県ホームページ記載）に委託して必ず点検してください。

②清掃（毎年1回以上）

浄化槽内に溜まった汚泥などを引き抜いたり、機械器具などの洗浄や清掃を行います。

浄化槽を使い始めて1年経過後から、毎年1回以上、浄化槽の清掃を行ってください。

※町の許可業者に委託してください。

③法定検査（使用開始後6～8か月経過後・毎年1回）

浄化槽法では、浄化槽の管理者は、浄化槽の「法定検査」を受検することが義務付けられています。

「法定検査」には、新規設置後に、適正な設置と所定の機能を発揮しているかどうかを判定する「7条検査」と、毎年1回定期的に行い、平常の保守点検・清掃が適切に行われているかどうかを判定する「11条検査」があります。

法定検査は、浄化槽を快適に使用するために健康診断にあたるものです。生活環境の保全・公衆衛生の向上のために積極的な「法定検査」の受検をお願いします。

※検査は、管理者が指定検査機関（知事が指定）へ依頼してください。

※浄化槽法により、「保守点検と清掃を実施しない人」や「法定検査を受検しない人」は、処罰されることがあります。



保守点検・清掃業者（町内事業者）（五十音順）

（有）清水環境開発

【点検・清掃】

☎0745⑦6224

0745⑦4488

大永メンテナンス（有）奈良営業所

【点検】

☎0745⑦5059

国見工業（有）は、令和6年8月1日に廃業されましたので、ご注意ください。

指定検査機関

一般社団法人奈良県環境保全協会

☎0745②5161

※詳しくは、環境対策課へお問い合わせください。

その他

浄化槽を設置・使用開始・管理者変更・廃止する場合には、届出を行うことが義務づけられています。

届出が必要な場合は、奈良県景観・環境総合センターに届出を行ってください。

奈良県景観・環境総合センター

☎0744④73805

骨髄移植ドナー支援事業

保健センター

(☎0745⑦0001)

血液の病気により、日本骨髄バンクを通じて骨髄や末梢血管細胞の移植を必要としている人は、毎年2千人以上です。1人でも多くの患者さんを救うには、1人でも多くのドナー登録が必要です。

そこで、町では、骨髄移植の推進とドナー登録者の増加のため、骨髄移植ドナーを支援します。

骨髄の提供のため、通院または入院に要した日数に対し、1日2万円を助成します。ただし、1回の提供につき14万円を限度とします。

※申請方法など、詳しくは保健センターへお問い合わせください。

不燃ごみの出し方

環境対策課 (☎内線132)

ルールが守られていない不燃ごみが出されているケースが見られます。ルールが守られていない不燃ごみの出し方について、おもな例を紹介いたしますので、ごみを出す時はルールにしたがって出してください。



トピックス

催し

募集

お知らせ

①ごみ袋からはみ出している

不燃ごみは、指定袋からはみ出さないようにしてください。

②ゴルフバックなど、袋に入らない長いものを、2つの袋で上下に挟むようにして出している

1つの指定袋で入らない場合は、粗大ごみで出してください。

③粗大ごみなどに、不燃ごみ指定袋を貼り付けて出している

指定袋に入らない場合は、粗大ごみで出してください。

※粗大ごみは、粗大ごみ処理予約事務所へ電話予約のうえ、軒先収集を依頼するか、衛生処理場へ直接持ち込んでください。(別途、処理手数料が必要です)

粗大ごみ処理予約事務所

(☎・fax 0745⑦3663)

衛生処理場

幸前2丁目8番9号
(☎0745⑦2371)

④枝葉・草類の町指定袋に、まな板などの加工木材が入れている
まな板などの加工木材は、不燃ごみです。枝葉・草類の町指定袋には入れないでください。

⑤持つと破れてしまうくらい重いごみが入っている

持ち上げて指定袋が破れてしまった場合は収集できません。指定袋が

破れない程度に分けて出してください。

⑥有害・危険なごみが混ざっている
電池・ライター・カセットコンロ用ガス缶などは有害・危険なごみです。いずれも収集などに発火し、火災事故につながるため、とても危険なものです。

⑦猫の砂にフンが混ざっている

猫のフンは可燃ごみです。猫の砂のみ、不燃ごみとして出してください。

⑧レンガや瓦、ブロックを集積所にしている

レンガや瓦、ブロックは処理困難物です。処理困難物は、集積所には出せません。指定の日(広報紙などでお知らせします)に最終処分場まで持ち込んでください。

⑨テレビが混ざっている

テレビは、特定家庭用機器です。家電量販店に引き取ってもらうか、家電リサイクル法に基づいて廃棄してください。(詳しくは、環境対策課まで)

⑩オイルヒータなどが混ざっている

町で処理できないごみについては、購入店に相談するか、廃棄物処理業者へお問い合わせください。

建設業退職金共済制度

6つの
特長

- 国の制度で安全確実
- 掛金が一部免除
- 転職時は企業間を通算して計算
- 経営事項審査で加点
- 掛金は損金扱い
- 電子申請方式で手続き簡単



(独) 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

TEL 03-6731-2866

Q 建退共

検索





有害・危険なごみ収集日

環境対策課（☎内線132）



町では、第5水曜日に「有害・危険なごみ」を収集しています。

次の回収日は、**7月30日(水)**です。午前8時までに、中身がわかる透明・半透明の袋に入れ、ひもをかけるか口をしぼって、決められた集積場所に出してください。

回収品目 ①スプレー缶、カートリッジガス缶 ②蛍光管 ③乾電池類 ④ライター
⑤水銀式体温計、温度計

※リチウムイオン電池（充電式バッテリー）は町では処理できません。販売店などへご相談ください。

●有害・危険なごみのゆくえ

収集した「有害・危険なごみ」は、最終処分場・ごみ積替え施設に集められ、職員が一つひとつ丁寧に種別ごとに分別し、リサイクル業者に引き渡して、再資源化を行っています。



多くの「有害・危険なごみ」が最終処分場・ごみ積替え施設に集められます。



種別ごとに手選別し、リサイクル業者に引渡します。

●町からのお願い

- ★スプレー缶、カートリッジガス缶は、必ずガス抜きを行ったうえで、出してください。
- ★蛍光管のみを出してください。※照明器具は「不燃ごみ」です。
- ★LED電球などは「不燃ごみ」です。
- ★ライターについては、オイルライターやオイル缶は、「有害・危険なごみ」に含みません。
- ★包丁やガラスなどは、「有害・危険なごみ」ではなく、「不燃ごみ」です。



ガス抜き跡を確認しながら、分別作業を行っています。



未使用のものや液体・気体が残っているものも含まれています。爆発・引火の可能性がありますので、必ずガス抜きをしてから排出してください。

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11（毎月11日は人権を確かめあう日）という意味です。





自転車等放置禁止区域図

JR 法隆寺駅周辺



※放置禁止区域外であっても、自転車などを放置しておくとは移送の対象となります。

自転車などの放置禁止

環境対策課 (☎内線133)

夏休みが近づき、旅行やお出かけのためJR法隆寺駅へ自転車や単車などを利用して行く人も多くなります。その際に、「あの電車に乗らないと間に合わない...」「ちよつとの間だけだから...」と、自転車などをJR法隆寺駅周辺の道路や公共の場所に放置すると、歩行者はもちろん、車いすや緊急車両の通行の妨げとなり、町の美観も損なわれます。

トピックス

催し

募集

お知らせ

斑鳩町では、「自転車等の放置禁止区域」(左図)を定め、平成9年4月から放置禁止区域内にとめられた自転車などを発見した場合、即時に撤去し役場へ移送を行っています。また、移送した自転車などを所有者が引き取る場合には、移送費用と保管費用が必要となります。

一人ひとりがマナーを守り、斑鳩町を住みよい町にするために、自転車などをとめるときは、必ず駐輪場を利用しましょう。

行事予定

7月 26日(土)	第43回斑鳩町商工まつり ① 史跡中宮寺跡歴史公園 ② 14:00~20:30 ③ 斑鳩町商工会事務局 (☎0745-74-2500)	7月 31日(木)	〈7月の納期限〉 固定資産税 (第2期分) ④ 税務課 (☎内線153) 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 (普通徴収・第1期分) ⑤ 国保医療課 (☎内線114) 介護保険料 (普通徴収・第1期分) ⑥ 福祉課 (☎内線120)
7月 30日(水)	献血バスが来ます ⑦ 役場東側駐車場 ⑧ 10:00~12:00 ⑨ 13:15~16:00 ⑩ 保健センター (☎0745-70-0001)	8月 5日(火)	行政相談 ⑪ 役場1階 第3会議室 ⑫ 13:00~16:00 ⑬ 住民課 (☎内線163)

①開催場所 ②開催時間 ③問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事は変更される場合がありますのでご了承ください。



この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。

編集・発行：総務課 (☎内線274)